

弊社会員規約の改定について (2018.5)

2018年5月20日をもちまして弊社「きたぎんUCカード会員規約」及び「きたぎんUC法人カード会員規約」を一部改定いたしましたので、カード規約第19条（規約の改定並びに承認）及び法人カード規約第20条（規約の改定並びに承認）に基づきお知らせいたします。

なお、改定する会員規約の改定箇所、内容は以下のとおりです。（下線部は改定部分を示します。）

1. 改定する会員規約

- ・きたぎんUCカード会員規約
- ・きたぎんUC法人カード会員規約

2. 改定箇所と内容

【個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供）に関する同意条項】

改定箇所	改定内容
<p>第4条（個人信用情報機関への登録・利用）</p> <p>（中略）</p> <p>（3）加盟個人信用情報機関の名称、住所、問合せ番号、登録情報、及び登録期間は下記の通りです。</p> <p>（株）シー・アイ・シー（CIC）（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>（中略）</p> <p>お問い合わせ先 <u>0120 - 810 - 414</u></p> <p>ホームページアドレス <u>https://www.cic.co.jp/</u></p> <p>登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量／回数／期間、支払回数等契約内容に関する情報、<u>等</u>。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、<u>等</u>。</p> <p>（中略）</p> <p>（株）日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>（中略）</p> <p>登録期間</p> <p>① （変更なし）</p> <p>② （変更なし）</p> <p>③ （変更なし）</p> <p>④ 取引事実に関する情報は、当該事実の発生日から5年を超えない期間（ただし、<u>債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内</u>）</p> <p>⑤ 削除</p>	<p>お問い合わせ先番号変更</p> <p><u>0570 - 666 - 414</u>→<u>0120 - 810 - 414</u></p> <p>ホームページアドレス変更</p> <p><u>http://www.cic.co.jp/</u></p> <p style="text-align: center;">→<u>https://www.cic.co.jp/</u></p> <p>※現在の文面に「等」を3箇所追加</p> <p>（株）日本信用情報機構（JICC）（貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>登録期間</p> <p>④取引事実に関する情報は、当該事実の発生日から5年を超えない期間（ただし、<u>債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内</u>） 下線部を追加</p> <p>⑤延滞情報は延滞継続中、延滞解消及び債権譲渡の事実に係る情報は、当該事実の発生日から<u>1年以内</u> を削除</p>

<p>(4) 提携個人情報情報機関は、下記の通りです。 全国銀行個人情報センター 〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 TEL 03-3214-5020 ファクシヤル 0120-540-558 ホームページアドレス http://www.zenginkyo.or.jp/pcic (中略) 【問い合わせ・相談窓口等】 1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。 2. 規約についてのお問い合わせ・ご相談はきたぎんユーザーお客様相談室にご連絡ください。</p>		<p>全国銀行個人情報センター 〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1 ホームページアドレス変更 http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html→http://www.zenginkyo.or.jp/pcic 【問い合わせ・相談窓口等】</p>
お問い合わせ事項	相談窓口	当社名・住所・電話番号等
<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の開示・訂正・削除、(第5条)その他当社が保有する個人情報について 支払停止の抗弁に関する書面(会員規約第26条第4項)について 当社及び加盟店の営業案内等、広告宣伝印刷物の中止(第2条)について その他本規約全般について 	きたぎんユーザーお客様相談室	岩手県盛岡市材木町2番23号 きたぎんユーザー株式会社 019-623-2600 (月～金 土日祝日休み) 受付時間 9:00～17:00 URL http://www.echna.ne.jp/~kuc/ 東北財務局長(11)第00067号
		2018年5月現在
		東北財務局長(10)第00067号 →東北財務局長(11)第00067号 登録免許更新 2016年10月現在→2018年5月現在

【きたぎんUC法人カード会員規約】

【個人情報の取扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項】

改定箇所	改定内容
第4条(個人情報情報機関への登録・利用) (中略) (3) 加盟個人情報情報機関の名称、住所、問合せ番号、登録情報、及び登録期間は下記の通りです。 (株) シー・アイ・シー(CIC)(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定個人情報機関) (中略) お問い合わせ先 <u>0120-810-414</u> ホームページアドレス https://www.cic.co.jp/ 登録情報 氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報等、契約の種類、契約日、契約額、貸付額、商品名及びその数量/回数/期間、支払回数等契約内容に関する情報、等。利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等。 (中略)	お問い合わせ先番号変更 <u>0570-666-414</u> → <u>0120-810-414</u> ホームページアドレス変更 http://www.cic.co.jp/ → https://www.cic.co.jp/ ※現在の文面に「等」を3箇所追加

(株) 日本信用情報機構 (JICC) (貸金業法に基づく指定
信用情報機関)
(中略)

登録期間

- ① (変更なし)
- ② (変更なし)
- ③ (変更なし)
- ④取引事実に関する情報は、当該事実の発生日から5年を超えない期間 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
- ⑤ 削除

(4) 提携個人信用情報機関は、下記の通りです。

全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1
TEL 03-3214-5020 フリーダイヤル 0120-540-558
ホームページアドレス <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic>

【問い合わせ・相談窓口等】

- 1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
- 2. 規約についてのお問い合わせ・ご相談はきたぎんユーザーお客様相談室にご連絡ください。

(株) 日本信用情報機構 (JICC) (貸金業法に
基づく指定信用情報機関)
(中略)

登録期間

- ④取引事実に関する情報は、当該事実の発生日から5年を超えない期間 (ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内) 下線部を追加
- ⑤延滞情報は延滞継続中、延滞解消及び債権譲渡の事実に係る情報は、当該事実の発生日から1年以内 を削除

全国銀行個人信用情報センター

〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1
ホームページアドレス変更

<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html>→<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic>

お問い合わせ事項	相談窓口	当社名・住所・電話番号等
・個人情報の開示・訂正・削除、(第5条) その他当社が保有する個人情報について ・当社及び加盟店の営業案内等、広告宣伝印刷物の中止 (第2条) について ・その他本規約全般について	きたぎんユーザーお客様相談室	岩手県盛岡市材木町2番23号 きたぎんユーザー株式会社 019-623-2600 (月～金 土日祝日休み) 受付時間 9:00～17:00 URL http://www.echna.ne.jp/~kuc/

2018年5月現在

2016年10月現在→2018年5月現在